

営業所の確認について

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）において「営業所」とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいうとされ、法第 5 条により、許可申請書には「営業所の名称及び所在地」を記載し、また許可後において営業所の変更（新設を含む）があった場合は、法第 11 条により 30 日以内に届出書を提出する必要があります。

また、営業所には法施行令第 3 条に規定する使用人及び法第 7 条に規定する営業所技術者を置く必要があります。

昨今、上記の要件を満たさない営業所と工事請負契約を締結する事案も発生していることから、本市では今回の申請より、営業所等に権限を委任する場合、営業所の確認のための書類の提出を求めるようになりました。なお、委任先の営業所で許可を受けていない業種は登録できません。

○営業所の確認のための書類

「営業所一覧表」の写し

（建設業許可申請書類、許可後において変更があった場合は、「変更届出書」の写しも併せて提出してください。）

また、「測量」の登録においても同様に、営業所等に権限を委任する場合、測量法における営業所の登録を要件とし、その確認のための書類の提出を求めるようになりました。

○営業所の確認のための書類

測量業者登録申請における「別紙」（営業所一覧）の写し

（許可後において変更があった場合は、「変更登録申請書」の写しも併せて提出してください。）